

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都びいちゃんねっと
評価者氏名（職名）	杉岡 秀紀（福知山公立大学地域経営学部准教授）
評価対象期間（年度）	平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	■	□	■	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	■	□	□	■

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
■	□	■	□

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に 3 件程度記入。

項目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名 食物アレルギーサポートデスク	50%
事業名 アレルギー大学及び出張アレルギーの学び舎	30%
事業名 つどいの広場	15%

※ 例) 総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	■	□	■	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	■	□	■	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	■	□	■	□
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	■	□	■	□

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	■	□	■	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	■	□	■	□
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	■	□	■	□
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	■	□	■	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	■	□	■	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	■	□	■	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法、登記に関する法令（組合等登記令）、税に関する法令（法人税法等）、労務に関する法令（労働基準法等）、事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	■	□	■	□
外部評価を受けた結果を、理事会等で審議する機会を設ける等、改善する機能を有しているか。	■	□	■	□

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等、広く社会に対して活動の成果を発信しているか、地域団体等の他団体との連携の状況など

本法人は、2005年の任意団体設立以降、10年以上の献身的な事業活動が評価され、その認知度及び影響度は確実に広がってきてている。2016年度に公益財団法人社会貢献支援財団の「第47回社会貢献者表彰」や京都府の「子育て支援団体認証」を受けたのもその証左であろう。

特に①食物アレルギーの子どもや保護者のセーフティネットとして機能している「サポートデスク」事業や「つどいの広場」の継続実施、②アレルギー大学を京都に誘致し、本格的な人材育成に取り組んでいること、また、③東日本大震災以降、震災など緊急時におけるネットワークも構築されており、常時・非常時に応じてできる態勢が整えられつつあることは府内において唯一無二であり、特筆すべきである。また、事業の選択と集中のためにソーシャルビジネス事業から勇気ある撤退をした点も注目に値する。

その上で、さらなる事業発展を望むならば、以下の3点をぜひ内部で検討されたい。

(1) 情報発信については「ぴいちゃんほっとニュースレター」や啓発のための冊子、facebookなど多様な媒体があり、精力的に取り組まれている。またHPもニュース性のある記事の更新のほか毎年度の事業報告や決算報告のための資料が確実にアップされており、情報公開も適切と言える。しかし、監査の観点から言えば、HPの監事名のところが「金融担当者」となっている。これは実名で公開すべきではないだろうか。

(2) 「アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねっと」という名称はやや冗長であり、また「ぴいちゃんねっと」と略されると何をしている団体か一見分からず印象を与えて可能性がある。他方でここ10数年の活動により、ようやく名称が定着してきた側面もある。その意味では、理事会でも議論が続いているように、結論を出すのは容易ではないと思われるが、スタッフ側も利用者側も納得できるまで引き続き熟議を重ねて欲しい。アイディアとしては、正式名称と愛称を分けて議論し、愛称として「ぴいちゃんねっと」という名称を残すという考え方もあり得よう。

(3) 本法人の活動及び提供されるサービスは、都市部だけでなく、人口減少が進む地域（京都で言うならば府北部や南部）でも必要な公共性の高いサービスである。とはいえ、この分野はかなり専門的な知識やネットワークも必要であり、現行の舞鶴と京田辺以外に拡張することは容易ではないだろう。そこでこうした団体（あるいは事業）の立ち上げ支援を模索しつつ、たとえばアレルギーに配慮した給食づくりやアレルギーを持つ子どもや大人の居場所づくりなど、行政や教育機関でもできることを増やすためにも、たとえば総務省の行政相談委員制度などを活用し、全国的な行政課題を克服する道も模索するのも一案ではないだろうか。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など

本法人は、財務管理や組織体制の状況等について概ね大きな問題なく、健全に組織運営されていると言える。中でも社会的認証開発推進機構のステップ3を任意で受診したり、パナソニックNPOファンドの枠組みを活用し、外部の専門家（ファンドレイザー）と共に組織のガバナンスやマネジメントを強化しようとしている点は、その姿勢そのものを特筆すべきである。

とはいえ、今後のさらなる発展を望むならば、以下の2点をぜひ前向きに検討されたい。

(1) 理事会の議事録は概ね定款通りに作成されているが、総会に比べて、理事総数や出席者数、議決の結果等書き方がやや粗い。今後は総会のレベルで揃えるべきではないだろうか。

(2) 中期計画については、パナソニックNPOファンドの組織診断でも課題として指摘され、外部コンサル提案の中長期計画案までは策定されている。ただしこの案を理事会でしっかりと議論し、自分たちの手（言葉）でオーソライズするところまでは至っていない。引き続き理事会メンバーを中心に検討を重ね、利用者や支援団体等にも見える化できるよう検討されたい。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
H.Pの監事名のところが「金融担当者」となっている。これは実名で公開すべき	監事の職務上、また勤務先コンプライアンスから匿名での表記を希望されている。今後、理事会で検討をしたい。
法人名について 現称はやや冗長であり、また「ぴいやんねっと」と略されると何をしている団体か一見分からず印象を与えていける可能性がある。他方でここ、ようやく名称が定着してきた側面もある。理事会でも議論が続いているように、結論を出すのは容易ではないと思われるが、スタッフ側も利用者側も納得できるまで引き続き熟議を重ねて欲しい。	法人名称については、理事会でも長期に検討がなされてきた。今現在は、事業と名称の定着がようやくなされてきている段階でもあることから、今後も慎重に議論を続けたいと考えている。 また、10年以上の活動から、今後の中長期計画の中で、ようやく目標としてきた事業形態が整い始めているため、事業・活動に沿った名称に改称したいとも考えている。
本法人の活動及び提供されるサービスは、都市部だけでなく、人口減少が進む地域でも必要な公共性の高いサービスである。専門的な知識やネットワークも必要であり、拡張することは容易ではない。そこでそうした団体（あるいは事業）の立ち上げ支援を模索しつつ、行政や教育機関でもできることを増やすためにも、たとえば総務省の行政相談委員制度などを活用し、全国的な行政課題を克服する道も模索するのも一案ではないだろうか。	京都府内の支援体制については、常に課題意識があり、「地域の支援は地域で」をモットーに事業を進めている。また、アレルギー大学事業では、生活面・メンタル面の支援者養成のカリキュラムを2017年度よりスタートさせたことで、その修了生がそれぞれの地域での支援に取り組める事業提案を考えたいと思っている。 また、全国的な取り組みとしては、監査において行政相談員制度の提案をいただいたので、今後積極的に活用をしたいと考えている。
理事会の議事録は概ね定款通りに作成されているが、総会に比べて、理事総数や出席者数、議決の結果等書き方がやや粗い。今後は総会のレベルで揃えるべきではないだろうか。	理事会での議論が、総会に比べかなり活発に行われるため、発言の記録にとどまってしまっていた。今後は、定款の定める理事会の議事録として、整えていく。
中期計画については、パナソニックNPOファンドの組織診断でも課題として指摘され、外部コンサル提案の中長期計画案までは策定されている。この案を理事会でしっかりと議論し、自分たちの手（盲葉）でオーソライズするところまでは至っていない。引き続き理事会メンバーを中心に検討を重ね、利用者や支援団体等にも見える化できるよう検討されたい。	中長期計画については、ようやく理事会・事務局双方ともに大きな課題との認識が芽生えている。ソーシャルビジネスを切り離した上で、当法人の目指すところも見えやすくなっています。改めて全役員・スタッフで検討を進めていきたいと思う。これに伴って、項目2の法人呼称についても、合わせて検討できると考えている。

備考（審査委員会のコメント）

食物アレルギーの子どもと家族等を支援する法人の取組は、他に類例を見ない非常に重要な活動である。引き続き、条例指定・認定による税制上の優遇措置のメリットを活かすとともに、外部評価者が提言するように「中長期的な視点」を持ちつつ、活動の更なる発展に向けた検討体制を整えられることを期待する。